

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1062 214 1460 294">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="587 718 985 819">業務規程</p> <p data-bbox="480 1436 1086 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2855 294">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 718 2380 819">業務規程</p> <p data-bbox="1875 1436 2481 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和 年 月 日変更</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が<u>オンラインで調整ができない発電設備の出力抑制等によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</u></p> <p>十一～二十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十七～四十五 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が<u>調整力としてあらかじめ確保していない発電設備の出力抑制等によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</u></p> <p>十一～二十六 (略)</p> <p>二十六の二 「<u>混雑緩和希望者</u>」とは、送配電等業務指針に定める平常時において混雑が発生する場合の措置が講じられた送電系統(当該送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の供給区域内における最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧)の流通設備(変圧器については一次電圧により判断する。)を除く。以下「混雑緩和プロセス適用可能系統」という。)の増強を希望する者(混雑緩和プロセス適用可能系統に既に連系している者、又は混雑緩和プロセス適用可能系統において送配電等業務指針に定めるところにより、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員から連系承諾の通知を受けている者に限る。)をいう。</p> <p>二十七～四十五 (略)</p>
<p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点<u>その他送配電等業務指針</u>に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点<u>及び第28条の2</u>に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、<u>送配電等業務指針</u>に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、<u>次条</u>に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>3</u> 本機関は、<u>会員が計上した供給能力及び一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定を基礎として、別途定める需給バランス評価の方法にしたがって需給バランス評価を実施するものとする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(供給計画の取りまとめ等における考慮事項)</p> <p>第28条の2 本機関は、第26条第1項の規定による調整及び前条第1項の規定による取りまとめの際に、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める事項を考慮するものとする。</p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u> <u>次に定める事項(配電事業者たる会員にあっては、エを除く。)</u></p> <p>ア <u>供給計画における需要想定と第23条第1項の規定により提出を受けた供給区域需要の想定との相違の内容及び程度</u></p> <p>イ <u>需要実績の推移及び過去の供給計画における需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</u></p> <p>ウ <u>電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイ</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>ドライン等</u>という。)に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</p> <p>エ <u>需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力を上回っているかどうか</u></p> <p>オ <u>供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u></p> <p>カ <u>その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u></p> <p>二 <u>発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員 次に定める事項</u></p> <p>ア <u>供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u></p> <p>イ <u>供給先である一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</u></p> <p>ウ <u>その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u></p> <p>三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員 次に定める事項</u></p> <p>ア <u>需要実績の推移及び過去の供給計画における需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</u></p> <p>イ <u>供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u></p> <p>ウ <u>需要に対して、必要な供給力が確保されているか否か</u></p> <p>エ <u>供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性（沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）に限る。）</u></p> <p>四 <u>送電事業者及び特定送配電事業者たる会員 次に定める事項</u></p> <p>ア <u>供給計画の案に記載された流通設備計画における設備の内容及び運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u></p> <p>イ <u>その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u></p>
<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 本機関は、<u>前条</u>の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一～三</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 本機関は、<u>第28条</u>の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一～三</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(年度途中で電気事業者になった場合の供給計画の提出等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、<u>前2条</u>の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>	<p>(年度途中で電気事業者になった場合の供給計画の提出等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、<u>第28条及び前条</u>の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>
<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された<u>発電所</u>の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電</p>	<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>調整力に関する計画書</u></p> <p>五 <u>発電所別発電計画明細書</u></p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された<u>発電所及び蓄電所</u>の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、<u>発電所の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。</u></p> <p>4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>発電所の開発等についての計画書</u></p>	<p>一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、<u>発電所及び蓄電所の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。</u></p> <p>4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>発電所及び蓄電所の開発等についての計画書</u></p>
<p>(容量市場システムの導入)</p> <p>第32条の3 本機関は、容量オークション又は特別オークション(第32条の42第1項にて定義する。)への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム(以下「容量市場システム」という。)を導入する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(容量市場システムの導入)</p> <p>第32条の3 本機関は、容量オークション又は特別オークション(第32条の44第1項にて定義する。)への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム(以下「容量市場システム」という。)を導入する。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 本機関は、<u>次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</u></p> <p>一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u></p> <p>二 <u>メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力</u></p> <p>2 本機関は、前項の規定により、<u>追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 本機関は、前項の規定により、<u>追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線(以下「調達オークション需要曲線」という。)又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線(以下「リリースオークション供給曲線」という。)の原案を策定する。</u></p> <p>4 本機関は、<u>前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</u></p> <p>5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、<u>調達オークション需要曲線又はリリース</u></p>	<p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 本機関は、<u>次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断するため、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線(以下「調達オークション需要曲線」という。)の原案を策定する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により<u>策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</u></p> <p>一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度開始の2年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u></p> <p>二 <u>メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力</u></p> <p>三 <u>メインオークションの容量提供事業者が第32条の34第3項第1号に規定する容量停止計画の調整業務に基づく調整状況</u></p> <p>四 <u>一定の蓋然性が認められる容量確保契約容量以外の供給力として、国の関連審議会等により整理された供給力</u></p> <p>3 本機関は、前項の規定により、<u>リリースオークションの実施が必要と判断した場合、リリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線(以下「リリースオークション供給曲線」という。)の原案を策定する。</u></p> <p>4 本機関は、<u>第1項及び前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、第2項の規定により判断した追加オークションの実施の要否について意見を求める。</u></p> <p>5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、<u>追加オークションの実施及び当該追加オ</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>オークション供給曲線を決定する。 6 (略)</p>	<p><u>オークションに係る調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。</u> 6 (略)</p>
<p>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23の2 第32条の12 (第32条の12第1号アを除く。)及び第32条の14から第32条の20までの規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。</p>	<p>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第32条の23の2 第32条の12 (第32条の12第1号アを除く。)及び第32条の14から第32条の20まで (第32条の18第2号及び第32条の20第1項第2号を除く。)の規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。</p>
<p>(ペナルティ) 第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者 (以下「ペナルティ対象事業者」という。) に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。 一 (略) 二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション (第32条の42第1項にて定義する。) への参加の一部又は全部を禁止する。 2 (略) 3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。 4 (略)</p>	<p>(ペナルティ) 第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者 (以下「ペナルティ対象事業者」という。) に対して、次の各号に定めるペナルティを科すことができる。 一 (略) 二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション (第32条の44第1項にて定義する。) への参加の一部又は全部を禁止する。 2 (略) 3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員 (容量拠出金の滞納又は不当な減額 (以下「滞納」という。) を行った小売電気事業者たる会員を除く。) へ還元する。 4 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(容量拠出金の未回収分の請求) 第32条の42 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員が容量拠出金を滞納した場合、滞納している会員を除いた一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(容量拠出金の支払いの催告) 第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。 2 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。 3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。</p>
<p>第32条の42～第32条の46 (略)</p>	<p>第32条の44～第32条の48 (略)</p>
<p>(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、発電等用電気工作物 (発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。) の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務 (以下「電源等維持運用業務」という。) を行う電気供給事業者 (以下「電源等維持運用者」という。) を募集し、電源入札等を実施する。</p>	<p>(電源入札等の実施) 第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、次の各号に掲げる業務 (以下「電源等維持運用業務」という。) を行う電気供給事業者 (以下「電源等維持運用者」という。) を募集し、電源入札等を実施する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>一 <u>発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）の新増設並びに当該発電等用電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該発電等用電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務</u></p> <p>二 <u>休止している発電用の電気工作物の維持及び運用に関する業務</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(電源入札等の検討の開始)</p> <p>第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>第32条の42の規定により特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源入札等の検討の開始)</p> <p>第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>第32条の44の規定により特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</p> <p>第36条 本機関は、<u>電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検討を行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の<u>検討</u>に基づき、電源入札等を実施する必要があると認めるときは、電源入札等を開始する。</p>	<p>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</p> <p>第36条 本機関は、<u>第33条第1項第1号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。</u></p> <p>一 <u>全国及び一般送配電事業者の供給区域ごとの需給検証</u></p> <p>二 <u>会員の供給力等の確保状況</u></p> <p>ア <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下この条において同じ。）の供給力の確保状況</u></p> <p>イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画</u></p> <p>ウ <u>一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況</u></p> <p>三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の需要実績及び需要想定</u></p> <p>四 <u>危機管理上の需給変動リスク分析</u></p> <p>ア <u>自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調達リスク</u></p> <p>イ <u>その他全国又は特定の一般送配電事業者の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</u></p> <p>五 <u>容量市場における供給力の確保状況（特別オークションが実施された場合に限る。）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の<u>検討</u>又は国の関連審議会等における<u>検討</u>に基づき、電源入札等を実施する必要があると認めるときは、電源入札等を開始する。</p>
<p>(基本要件の検討)</p> <p>第37条 本機関は、<u>電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(基本要件の検討)</p> <p>第37条 本機関は、<u>第33条第1項第1号に掲げる業務を行う電気供給事業者を募集する電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、第33条第1項第2号に掲げる業務を行う電気供給事業者（以下「予備電源維持運用者」という。）を募集する電源入札等の実施を決定する際に、国の関連審議会等において示された必要事項等を踏まえ、電源入札等の基本要件を決定する。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、<u>電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。</u></p>	<p>3 <u>前2項の電源入札等の基本要件には、次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、予備電源維持運用者を募集する場合においては、第5号中「供給力を提供すべき」とあるのは、「休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき」と読み替えるものとし、第4号及び第9号に掲げる事項の記載は、省略することができる。</u></p> <p>一 <u>電源入札等を行う供給区域</u></p> <p>二 <u>電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容</u></p> <p>三 <u>電源入札等の対象となる電源等（発電等用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。）</u></p> <p>四 <u>電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件</u></p> <p>五 <u>電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間</u></p> <p>六 <u>電源入札等の方式</u></p> <p>七 <u>電源等維持運用者となる条件</u></p> <p>八 <u>電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の交付条件</u></p> <p>九 <u>電気の販売に関する条件</u></p> <p>十 <u>電源入札等補填金の上限価格（上限価格が設定されている場合に限る。）</u></p> <p>十一 <u>募集スケジュール</u></p> <p>十二 <u>その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項</u></p> <p>4 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、<u>電源入札等補填金の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。</u></p>
<p>(電源等維持運用者の募集)</p> <p>第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、<u>送配電等業務指針に定めるところにより</u>、電源等維持運用者を募集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源等維持運用者の募集)</p> <p>第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、<u>次の各号に掲げる手順により</u>、電源等維持運用者を募集する。</p> <p>一 <u>電源入札等の開始の公表</u> 本機関は、第36条第3項の規定により電源入札等を開始した場合には、<u>電源入札等の開始について公表する。</u></p> <p>二 <u>募集要綱の策定・公表</u> 本機関は、第37条第1項又は第2項の規定により決定した電源入札等の基本要件を踏まえて、<u>必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。</u></p> <p>三 <u>説明会の開催</u> 本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要綱の説明会を開催する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源等維持運用者の決定)</p> <p>第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、<u>送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源等維持運用者を決定する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(電源等維持運用者の決定)</p> <p>第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、<u>次の各号に掲げる評価項目について応募者の評価を行い、これに基づき電源等維持運用者を決定する場合においては、第5号中「発電等用電気工作物」とあるのは、「発電用の電気工作物」と読み替えるものとし、次の各号に掲げる項目のうち、一部の評価を省略することができる。</u></p> <p>一 <u>法律又は政省令への適合性</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間</u></p> <p>三 (略)</p>	<p>二 <u>応募価格 上限価格に対する応募価格 (上限価格が設定されている場合に限る。)</u></p> <p>三 <u>技術的信頼性 計画外停止リスク、周波数調整機能等</u></p> <p>四 <u>事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性等</u></p> <p>五 <u>事業継続性 事業者の財務健全性、発電等電気工作物の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</u></p> <p>六 <u>経済性 工事費 (系統増強に係る工事費を含む。)、燃料費、修繕費等</u></p> <p>七 <u>環境影響</u></p> <p>八 <u>その他募集要綱で定める事項</u></p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>電源等維持運用者が供給力を提供する量及び期間 (予備電源維持運用者を決定した場合においては、当該予備電源維持運用者が休止している発電用の電気工作物を維持し、及び運用する量及び期間)</u></p> <p>三 (略)</p>
<p>(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)</p> <p>第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。</p>	<p>(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)</p> <p>第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。<u>ただし、予備電源維持運用者を募集する場合には、この限りでない。</u></p>
<p>(広域連系系統の設備形成)</p> <p>第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2、第5号の3及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。</p>	<p>(広域連系系統の設備形成)</p> <p>第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2から第5号の4まで及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。</p>
<p>(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を<u>書面</u>で通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を<u>書面又は電磁的方法</u>で通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</p> <p>第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を<u>書面</u>で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</p> <p>第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を<u>書面又は電磁的方法</u>で通知する。</p>
<p>(計画策定プロセスの進め方の公表)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に<u>書面</u>で通知する。</p> <p>3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に<u>書面</u>で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスの進め方の公表)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に<u>書面又は電磁的方法</u>で通知する。</p> <p>3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に<u>通知</u>する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(実施案等の募集の実施)</p> <p>第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 応募意思の確認 本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を受ける。</p> <p>四～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(実施案等の募集の実施)</p> <p>第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 応募意思の確認 本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を<u>書面又は電磁的方法</u>にて受ける。</p> <p>四～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から<u>書面</u>による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。</p>	<p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から<u>書面又は電磁的方法</u>による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。</p>
<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第59条の2 (略)</p> <p>2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を<u>書面</u>で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第59条の2 (略)</p> <p>2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を<u>書面又は電磁的方法</u>で通知する。</p>
<p>(広域系統整備交付金の交付)</p> <p>第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の<u>設置及び維持</u>に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対して当該年度の<u>早期</u>に交付する。</p>	<p>(広域系統整備交付金の交付)</p> <p>第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の<u>整備及び更新</u>に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対して<u>交付</u>する。</p>
<p>(系統設置交付金の交付)</p> <p>第64条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を<u>算定</u>する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該</p>	<p>(系統設置交付金の交付)</p> <p>第64条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。<u>ただし、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者(以下「認定整備等事業者」という。)が再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する交付金(以下「特定系統設置交付金」という。)の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して<u>当該年度の早期に交付する。</u></p>	<p>流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して<u>交付する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(特定系統設置交付金の交付)</u></p> <p>第64条の4 本機関は、認定整備等事業者が法第28条の50第2項に規定する認定整備等計画(以下「認定整備等計画」という。)に従って、電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する。</p> <p>2 本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。</p> <p>3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。</p> <p>4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第2項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。</p> <p>5 本機関は、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。</p> <p>6 本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した特定系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して交付する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(資金の貸付け)</u></p> <p>第64条の5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。</p> <p>2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。</p> <p>3 本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、貸付けに係る条件その他の必要な事項を決定する。</p> <p>4 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し貸付けに係る条件その他の必要な事項を通知する。</p> <p>5 本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。</p> <p>6 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。</p> <p>7 本機関は、第5項の規定により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(資金の貸付けの申請様式)</u></p> <p>第64条の6 本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(N-1電制の際の費用精算に関する妥当性確認)</p> <p><u>第64条の4</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに<u>書面</u>にて回答する。</p>	<p>(N-1電制の際の費用精算に関する妥当性確認)</p> <p><u>第64条の7</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに<u>書面又は電磁的方法</u>にて回答する。</p>
<p>(事前相談の検討)</p> <p>第69条 本機関は、事前相談の申込書類の<u>提出</u>を受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(事前相談の検討)</p> <p>第69条 本機関は、事前相談の申込書類を<u>書面又は電磁的方法</u>にて受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下この章において「一般送配電事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(接続検討)</p> <p>第71条 本機関は、接続検討の申込書類の<u>提出</u>を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(接続検討)</p> <p>第71条 本機関は、接続検討の申込書類を<u>書面又は電磁的方法</u>にて受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに<u>書面</u>にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに<u>書面又は電磁的方法</u>にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第4節 混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス実施に関する手続等の公表</u>)</p> <p><u>第96条の2</u> 本機関は、混雑緩和と希望者による提起(以下「混雑緩和と希望者提起」という。)による系統増強プロセス(混雑の緩和を目的に連系先となる混雑緩和プロセス適用可能系統の増強を希望する混雑緩和と希望者を募集する手続をいう。以下同じ。)の実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の受付等</u>)</p> <p><u>第96条の3</u> 本機関は、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会に対する一般送配電事業者等の回答内容を踏まえた上で、混雑緩和と希望者(増強を希望する送電系統に連系している又は連系承諾の通知を受けている発電設備等の最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の者に限る。)から、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスの概要検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた概要検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける保証金の算定方法等</u>)</p> <p><u>第96条の4</u> 本機関は、混雑緩和と希望者が混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスにおける同プロセス開始の申込み又は同プロセスへの応募を一般送配電事業者等に対して行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等) 第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者等に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、前項の要請を行うときは、一般送配電事業者等から意見を聴取する。
第4節 その他	第5節 その他
(需給状況の悪化時の指示又は要請) 第111条 (略) 2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請する。	(需給状況の悪化時の指示又は要請) 第111条 (略) 2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請することができる。
(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第114条 (略) 2 (略) (新設)	(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第114条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前2項の規定により第111条第1項の指示を行うときは、送配電等業務指針に定めるところにより一般送配電事業者たる会員が下げ調整力が不足する場合に講じる措置の順位に従って、指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、この限りでない。
(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～4 (略) 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。 6・7 (略)	(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～4 (略) 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。 6・7 (略)
第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管理等	第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、返還命令等による徴収、納付金の徴収並びに交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理等
第1節 交付金の交付及び納付金の徴収	第1節 交付金の交付、返還命令等による徴収及び納付金の徴収
(供給促進交付金の交付業務) 第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金(再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。)の交付に関する業務を行う。 2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第2条の6の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。 3・4 (略)	(供給促進交付金の交付業務) 第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金(再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。)を交付する業務を行う。 2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定により本機関が徴収する金銭、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関に帰属した金銭並びに再生可能エネルギー電気特措法第2条の6の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。 3・4 (略)
(調整交付金の交付業務) 第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送	(調整交付金の交付業務) 第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者（以下「FIT電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づく<u>再生可能エネルギー電気の費用負担を調整するため、FIT電気買取事業者に対して調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する業務を行う。</u></p> <p>2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する<u>納付金並びに第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</u></p> <p>3・4 （略）</p>	<p>配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者（以下「FIT電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づく<u>再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、FIT電気買取事業者に対して、調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務を行う。</u></p> <p>2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金、<u>再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定により本機関が徴収する金銭、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関に帰属した金銭並びに再生可能エネルギー電気特措法第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</u></p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（系統設置交付金の交付業務）</p> <p>第180条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、<u>当該電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該電気工作物を使用する期間にわたり回収するため、一般送配電事業者又は送電事業者に対する系統設置交付金の交付に関する業務を行う。</u></p>	<p>（系統設置交付金の交付業務）</p> <p>第180条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、<u>当該系統電気工作物を使用する期間を対象として、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、系統設置交付金を交付する業務を行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（特定系統設置交付金の交付業務）</p> <p>第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第2項の規定において準用する再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、認定整備等事業者が系統電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、<u>当該系統電気工作物の工事を開始した日から当該流通設備の使用を開始した日の前日までの期間を対象として、認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する業務を行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（返還命令等による徴収）</p> <p>第180条の6 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第1項の規定による命令を受けた者から、当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。</p> <p>2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第1項の規定による命令を受けた者から、当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。</p>
<p>（小売電気事業者等に係る納付金の徴収）</p> <p>第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、<u>小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。）から、納付金を徴収する。</u></p>	<p>（小売電気事業者等に係る納付金の徴収）</p> <p>第180条の7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、<u>系統設置交付金及び特定系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者から、納付金を徴収する。</u></p>
<p>第180条の6～第180条の9 （略）</p>	<p>第180条の8～第180条の11 （略）</p>
<p>第3節 <u>解体等積立金の管理</u></p>	<p>第3節 <u>交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理</u></p>
<p>（積立金管理業務）</p> <p>第180条の10 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定により、本機関に</p>	<p>（積立金管理業務）</p> <p>第180条の12 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の19の規定により、本機関に</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>積み立てられた<u>解体等積立金</u>の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。</p>	<p>積み立てられた<u>交付金相当額積立金及び解体等積立金</u>の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。</p>
<p>(積立金管理業務規程) <u>第180条の11</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(積立金管理業務規程) <u>第180条の13</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の20第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。</p>
<p>(帳簿) <u>第180条の12</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、<u>第15条の16</u>及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。</p>	<p>(帳簿) <u>第180条の14</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、<u>第15条の22</u>及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。</p>
<p>(情報の扱い) <u>第180条の13</u></p>	<p>(情報の扱い) <u>第180条の15</u></p>
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>(経過措置計画の確認) 第9条（略）</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。</p> <p>一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる<u>発電所</u>の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>(経過措置計画の確認) 第9条（略）</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。</p> <p>一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる<u>発電所及び蓄電所</u>の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</p> <p>二・三（略）</p>

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第96条の3及び第96条の5の規定は、令和6年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。